栗原市スポーツ少年団本部　表彰規程

第１条　この規程は栗原市スポーツ少年団本部規約第３条第１０項に基づき、事業発展

のため功労があった個人及び団体を表彰することを目的とする。

第２条　前条に規定する表彰の種類は、次のとおりとする。

　（１）功労表彰

（２）一般表彰

第３条　功労章は１０年以上登録し活動している団体及び個人とする。

一般表彰は、栗原市スポーツ少年団員で、各種大会において特に功績顕著と認めた者又は団体とし、その審査基準は別に定める。

第４条　栗原市スポーツ少年団単位団は所定の様式により、その候補者（個人及び団体）を推薦する。ただし、功労章は、各団体２名（２団体）以内とする。推薦された候補者については理事会で選考し決定する。

第５条　功労章については、年齢５０歳（３月３１日現在）以上とする。

附　則

この規程は、平成２１年１月２１日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

栗原市スポーツ少年団本部一般表彰審査基準

１　栗原市スポーツ少年団本部は、次の各号の一に該当し、特に加盟単位団の代表者から

推薦のあった者又は団体を表彰する。

（１）特別優秀選手

　　　①オリンピック大会、競技別世界大会、アジア大会及びユニバーシアード大会等の

世界大会に出場した個人又は団体

（２）優秀選手

　　　①全国大会において６位以内に入賞した者又は団体

　　　②東北大会において３位以内に入賞した者又は団体

　　　③県大会において優勝した者又は団体

　　　④前各号と同程度の成績があると認められたもの

２　表彰は、栗原市スポーツ少年団本部総会において行うものとする。ただし、必要がある場合はこの限りでない。

附　則

この基準は、平成２１年１月２１日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。